

No. 1199 (2022. 8. 5)

CPTPP への新規加盟

—英国、中国、台湾の加盟申請を中心に—

はじめに

I FTA への新規加盟の種類と実態

- 1 新規加盟可能な FTA の類型
- 2 FTA への新規加盟の実態

II CPTPP への新規加盟

- 1 CPTPP への新規加盟手続
- 2 英国、中国、台湾による CPTPP への新規加盟申請

III 中国、台湾による CPTPP 新規加盟申請への対応

おわりに

キーワード：CPTPP、FTA、新規加盟、英国、中国、台湾

- 2021年2月1日の英国を皮切りに、同年9月16日の中国、9月22日の台湾、12月17日のエクアドルと、CPTPP への新規加盟申請が相次いでいる。
- 中国の新規加盟申請については、その意図等をめぐって特に注目を集めた。中国は、先進的な FTA である CPTPP の規定を遵守できるか否かといった観点から多くの課題を抱えているとされ、新規加盟実現は容易ではない。
- 中国と台湾の政治的対立が CPTPP の新規加盟交渉の場に持ち込まれるおそれもあり、日本を含む CPTPP 加盟国の今後の対応が注目される。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

う え だ だ い す け
経済産業課 植田 大祐

第 1 1 9 9 号

はじめに

CPTPP (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) は、2016年2月に12か国(日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム)により署名された TPP (Trans-Pacific Partnership Agreement. 環太平洋パートナーシップ協定) から米国が離脱したことを受け、残る11か国により2018年3月8日に署名された FTA (Free Trade Agreement. 自由貿易協定)¹である²。そのCPTPPに対し、2021年2月1日の英国³を皮切りに、同年9月16日の中国⁴、9月22日の台湾⁵、12月17日のエクアドル⁶と、加盟申請が相次いでいる。なかでも、中国の加盟申請については、CPTPPの前身である TPP が、経済面、安全保障面で存在感を強める中国へのけん制の意味も込めて米国主導で策定された先進的な FTA であったことから、加盟申請の意図や加盟の実現可能性をめぐって注目を集めた。また、中国の加盟申請直後に、中国との間に軋轢(あつれき)を抱える台湾も加盟申請を行ったため、CPTPPを取り巻く環境は不透明感を増している。

そこで、本稿では、まず一般論としての FTA への加盟について概説した後、CPTPP への加盟の経緯や、これまでに加盟申請を行った国・地域のうちで日本において関心の高い英国、中国、台湾に関し、加盟申請の背景や加盟実現に向けての課題などを整理する。その上で、中国、台湾の加盟申請に対し、日本を含む CPTPP 加盟国が検討すべき対応等についてまとめる。

I FTA への新規加盟の類型と実態

1 新規加盟可能な FTA の類型

WTO (World Trade Organization. 世界貿易機関) が作成したデータベースによると、本稿執筆時点において世界では355のFTAが締結されており⁷、これらの中には、加盟が可能なものも存在している。こうした加盟が可能な FTA は、①特定の地域機構等への加盟が当該域内における FTA への加盟と同義なもの、②加盟のための条件や手続等を定めた条項(以下「加盟条項」)などに基づき加盟の可否が決定されるものに大別される⁸。

* 本稿におけるウェブサイトの最終アクセス日は、2022年7月1日である。

¹ 締約国・地域間において、貿易障壁の削減・撤廃や各種経済制度の調和などを旨とする協定。

² CPTPP は TPP11 と呼ばれる場合もある。

³ Department for International Trade, “Formal Request to Commence UK Accession Negotiations to CPTPP,” 1 February 2021. <<https://www.gov.uk/government/news/formal-request-to-commence-uk-accession-negotiations-to-cptpp>>

⁴ 「中方正式提出申請加入《全面与进步跨太平洋伙伴关系协定》(CPTPP)」2021.9.16. <http://www.gov.cn/xinwen/2021-09/16/content_5637879.htm>

⁵ 「我國已於9月22日下午正式提交加入CPTPP申請書」2021.9.23. <<https://www.ey.gov.tw/File/DF4FB362AD859798?A=C>>

⁶ 「エクアドルがCPTPP加盟を申請、貿易の多角化を目指す」『ビジネス短信』2022.1.11. <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/01/f91f778bcf67970.html>>

⁷ “Regional Trade Agreements Database.” WTO website <<https://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>> WTO加盟国・地域は、FTAの締結、加盟等に際してWTOへの通報が義務付けられている。WTOはこうした通報を基にFTAに関するデータベースを作成している。ただし、WTOへの通報が適切に行われていない事例もあるため、現時点における実際のFTAの数は355とは限らない可能性がある。また、ここでの「FTA」には、域内の関税障壁の削減・撤廃等を旨とするFTAとしての内容に加え、対外的な共通関税賦課も行う関税同盟なども含めている。

⁸ 浜中慎太郎「TPPの加盟条項：新規加盟は本当に開かれているのか」『アジア研ポリシー・ブリーフ』No.65, 2016.6.15.

①については、例えば EU への加盟が、EU 域内における FTA への加盟と同義となる事例が該当する⁹。このような事例における FTA への加盟は、あくまで特定の地域機構等への加盟に付随する結果である。

②については、加盟条項において特定の地域や組織等に属する国・地域に対してのみ加盟申請を認める旨が規定されている場合と、世界中の全ての国・地域に対して加盟申請の可能性が開かれている場合とに分類することができる。前者には MERCOSUR (Mercado Común del Sur. 南米南部共同市場)¹⁰や P4 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: Pacific 4)¹¹などが該当しており、それぞれ MERCOSUR は ALADI (Asociación Latinoamericana de Integración. ラテンアメリカ統合連合)¹²、P4 は APEC (Asia Pacific Economic Cooperation. アジア太平洋経済協力) の加盟国・地域のみによる加盟申請が可能である。一方、後者には CPTPP などが該当する。

なお、②に該当する FTA については、加盟国・地域と新規加盟を希望する国・地域との間で、加盟条項で定められた手続に沿って市場アクセス等に関する交渉を行い、両者が合意に達した場合にのみ新規加盟が認められるのが一般的である。そのため、加盟国・地域が新規加盟に対する事実上の拒否権を有している場合が多い¹³。

2 FTA への新規加盟の実態

上述の WTO のデータベースによると、加盟条項等を有し、理論上は加盟が可能な FTA は、現時点で 144 存在していると見られる¹⁴。しかし、これまでに実際に加盟が実現した事例（次ページ表参照）は限定的であり¹⁵、EU 拡大に伴う事例などを除けば、アフリカや中米、太平洋島嶼国などの途上国が関係するものが多い。また、1995 年のチリによる NAFTA (North American Free Trade Agreement. 北米自由貿易協定) への加盟申請や、2008 年の米国の P4 への加盟申請のように、加盟が試みられたものの、実現しなかった事例もある¹⁶。

II CPTPP への新規加盟

1 CPTPP への新規加盟手続

CPTPP は、僅か 7 条の条項と附属書から成る、FTA としては極めて短い協定である。しかし、その第 1 条において、TPP の条項に必要な変更を加えて CPTPP に組み込む旨が規定されて

<<https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Reports/AjikenPolicyBrief/pdf/065.pdf>>

⁹ EU への加盟の場合は、厳密には関税同盟への加盟と同義となる。

¹⁰ アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ（資格停止中）による関税同盟。

¹¹ ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの 4 か国による FTA。

¹² 前身であるラテンアメリカ自由貿易連合を改組し、1981 年 3 月に設立されたラテンアメリカ地域における地域経済統合体（「ラテンアメリカ統合連合」2016.7.11. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kiikan/aladi.html>>）。

¹³ 特定国・地域の反対で新規加盟がブロックされないよう多数決で新規加盟の可否を決定したり、反対する特定国・地域と新規加盟国との間では協定を発効させない形で新規加盟を認めたりする FTA も存在する（浜中 前掲注(8)）。

¹⁴ “Regional Trade Agreements Database,” *op.cit.*(7)を基に筆者集計。

¹⁵ Shintaro Hamanaka, “Accession Clause of TPP: Is it really open?” *IDE Discussion Paper*, No.606, June 2016. Institute of Developing Economies website <<http://doi.org/10.20561/00037575>> などを参照。

¹⁶ David Gantz, “The Evolution of FTA Investment Provisions: From NAFTA to the United States-Chile Free Trade Agreement,” *American University International Law Review*, Vol.19 Issue 4, 2004, pp.680-681 などを参照。なお、米国の P4 への加盟は実現しなかったものの、米国の P4 への加盟申請は 2010 年からの TPP 交渉の発端となった（国立国会図書館調査及び立法考査局「環太平洋経済連携協定（TPP）をめぐる動向と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』735 号, 2012.2.2, pp.2-4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382440_po_0735.pdf?contentNo=1>）。

表 FTA への新規加盟が実現した事例

名称 ^(注)	原加盟国	新規加盟国
EU (1958 年)	ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ	1973 年: デンマーク、アイルランド、英国 1981 年: ギリシャ 1986 年: ポルトガル、スペイン 1995 年: オーストリア、フィンランド、スウェーデン 2004 年: キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア 2007 年: ブルガリア、ルーマニア 2013 年: クロアチア
EFTA (European Free Trade Association. 欧州自由貿易連合) (1960 年)	オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、英国	1970 年: アイスランド 1986 年: フィンランド 1991 年: リヒテンシュタイン
中米共同市場 (1961 年)	グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア	1962 年: コスタリカ 2013 年: パナマ
カリブ共同体 (1973 年)	アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、グレナダ、ガイアナ、ジャマイカ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ	1995 年: スリナム
アジア太平洋貿易協定 (1976 年)	バングラデシュ、インド、韓国、ラオス、スリランカ	2002 年: 中国 2015 年: モンゴル
ラテンアメリカ統合連合 (1981 年)	アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ	1999 年: キューバ 2012 年: パナマ
ASEAN 自由貿易地域 (1993 年)	ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ	1995 年: ベトナム 1997 年: ラオス、ミャンマー 1999 年: カンボジア
メラネシアン・スピアヘッド・グループ (1994 年)	パプアニューギニア、ソロモン諸島、バヌアツ	1998 年: フィジー
MERCOSUR (1995 年)	アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ	2012 年: ベネズエラ
東南部アフリカ共同市場 (2000 年)	ジブチ、エジプト、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、スーダン、ザンビア、ジンバブエ	2004 年: ルワンダ、ブルンジ 2006 年: リビア、コモロ 2009 年: セーシェル 2018 年: チュニジア、ソマリア
南部アフリカ開発共同体自由貿易協定 (2000 年)	ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、モーリシャス、ナミビア、南アフリカ共和国、エスワティニ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ	2006 年: マダガスカル
東アフリカ共同体 (2000 年)	ケニア、タンザニア、ウガンダ	2007 年: ブルンジ、ルワンダ 2016 年: 南スーダン
南アジア自由貿易地域 (2006 年)	バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、スリランカ、パキスタン	2011 年: アフガニスタン
ユーラシア経済連合 (2015 年)	ベラルーシ、カザフスタン、ロシア	2015 年: アルメニア、キルギス

* 資料の利用可能性等の都合上、本表が FTA への新規加盟事例を網羅しているとは限らない。

(注) 本表の事例には、FTA だけでなく関税同盟も含む。また、名称の後の括弧内は発効年。

(出典) “Regional Trade Agreements Database.” WTO website <<https://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>>; Shintaro Hamanaka, “Accession Clause of TPP: Is it really open?” *IDE Discussion Paper*, No.606, June 2016. Institute of Developing Economies website <<http://doi.org/10.20561/00037575>> などを基に筆者作成。

いるため、関税障壁の削減・撤廃といった CPTPP の実質的な内容は、TPP の内容をほぼそのまま踏襲している¹⁷。ただし、加盟、脱退、発効などの CPTPP の運用に関する規定については、CPTPP と TPP が法的に異なる協定である以上、CPTPP 固有の規定が必要との判断から、TPP からの組込みではなく、CPTPP 独自の条項が設けられた¹⁸。加盟に関する条項は第 5 条として設けられており、実際の手続等の詳細については「CPTPP の加入手続に関する委員会決定」¹⁹の附属書²⁰で規定されている（次ページ図参照）。

本稿執筆時点では、上述のとおり、英国、中国、台湾、エクアドルが正式に CPTPP への加盟申請を行っている²¹。以下では、これらの国・地域のうち特に関心の高い英国、中国、台湾について、加盟申請の背景や加盟に向けた課題などを概観する。

2 英国、中国、台湾による CPTPP への新規加盟申請

(1) 英国

(i) 経緯

一般に EU における通商政策は EU が排他的権限を有する分野²²であり、EU は域外に対して共通関税を課す関税同盟でもあることから、EU 離脱以前の英国を含め、個々の EU 加盟国が特定の域外国・地域に対して独自に関税障壁の撤廃等を行う FTA を締結することは原則不可能であった。そのため、2016 年 6 月に実施された英国の EU 離脱（以下「Brexit」）に係る国民投票では、通商政策を含む様々な分野における法的権限を EU から取り戻せるか否かが争点の一つとなり、離脱支持派は、英国は Brexit によりこうした分野における政策的自由を回復できると主張していた²³。

国民投票後に首相（当時）に就任したテリーザ・メイ（Theresa May）氏は、当初、Brexit に伴う EU の関税同盟からの離脱等について明確な方針は示していなかった²⁴。しかし、国民投票で Brexit が選択された以上、英国の主権回復は政治的要請であるとされただけでなく²⁵、英国

¹⁷ 「TPP 協定（訳文）」内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp_text_yakubun/index.html>

¹⁸ 川瀬剛志「TPP11 を読む」2018.4.19. 経済産業研究所ウェブサイト <https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0496.html>

¹⁹ 「委員会決定 2（仮訳） CPTPP の加入手続に関する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定」2019.1.19. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/190119_tpp_dec_jp_02.pdf>

²⁰ 「委員会決定 2 の附属書 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）加入手続」内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/190119_tpp_dec_jp_03.pdf>

²¹ 既に加盟申請を行ったこれらの国・地域以外では、韓国やタイ、インドネシア等が加盟に関心を示していると報じられている（「CPTPP 加入推進計画を対外経済長官会議で議決」『ビジネス短信』2022.4.19. <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/3d2e3a7da9e9b304.html>>; 「加盟国の増加は CPTPP の魅力を増大、タイ商務省は研究・検討を加速」『ビジネス短信』2021.9.22. <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/1c0fc81fedfb1af7.html>>; 「思惑渦巻く TPP 最適解探る日本」『日刊工業新聞』2021.10.18 など参照）。

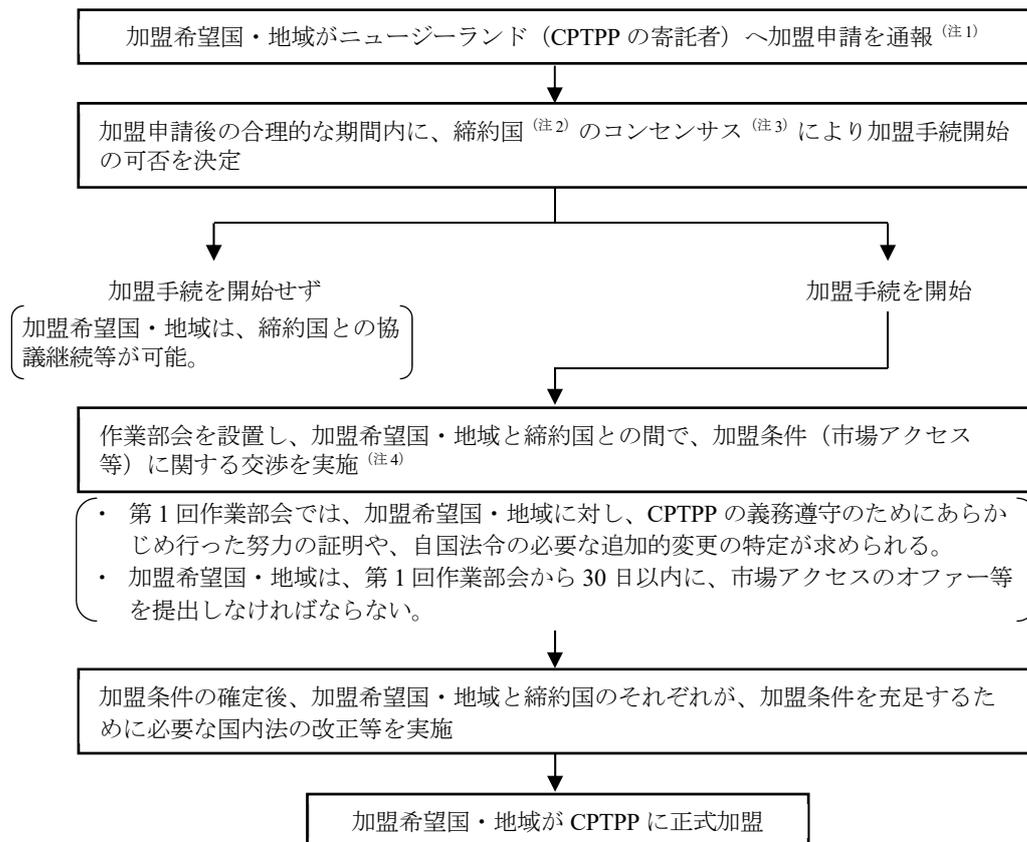
²² EU のみが立法及び法的拘束力を有する行為を採択し得る分野。EU の通商政策は共通通商政策と呼ばれる。

²³ 国立国会図書館調査及び立法考査局「英国の EU 離脱と日本への経済的影響」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』916 号、2016.8.2, pp.3-4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10159408_po_0916.pdf?contentNo=1>などを参照。

²⁴ “Britain after Brexit. A vision of a Global Britain. May’s Conference speech: full text,” October 2, 2016. ConservativeHome website <<https://www.conservativehome.com/parliament/2016/10/britain-after-brexit-a-vision-of-a-global-britain-theresa-may-conservative-conference-speech-full-text.html>> Brexit の在り方は英国と EU との間で締結される離脱協定等で規定されるものであったため、英国が EU の関税同盟からも離脱するかどうかといった点も含め、英国と EU との間で離脱協定等が締結されるまでは実際の Brexit の在り方は確定していなかった。

²⁵ 久米真司「英 EU 関係の再構築という難題—ブレグジット政治がもたらしたもの—」『財務総研リサーチ・ペーパー』No.21-RP-2, 2021.8.24, pp.4-5. <https://www.mof.go.jp/pri/publication/research_paper_staff_report/research08.pdf>

図 CPTPP への新規加盟手続



（注 1）加盟希望国・地域は、ニュージーランドへの加盟申請通報の前に、全ての CPTPP 署名国と非公式に意見交換を行うことが推奨されている。

（注 2）CPTPP の批准を行った国。

（注 3）全会一致での賛成。

（注 4）CPTPP 未批准の署名国（本稿執筆時点ではブルネイ、チリ、マレーシア）は作業部会における交渉に参加は可能だが、作業部会における決定は締約国により行われる。

（出典）「委員会決定 2 の附属書 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）加入手続」内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/190119_tpp_dec_jp_03.pdf>; Jeffrey J. Schott, “Joining the CPTPP is a long process and needs consensus among existing members,” September 23, 2021. Peterson Institute for International Economics website <<https://www.piie.com/research/piie-charts/joining-cptpp-long-process-and-needs-consensus-among-existing-members>> などを基に筆者作成。

独自の主権の下で世界各国と連携し、英国の経済的、外交的影響力拡大を目指す“Global Britain”構想が言及されるようになった²⁶こと等も背景として、2017 年 1 月、メイ首相は EU の関税同盟から離脱する方針を表明した²⁷。

関税同盟離脱後における英国の FTA 交渉相手の有力候補としては、当初、オーストラリア、ニュージーランド、インド、米国などが挙がっていたが²⁸、2018 年 7 月、Brexit 後の EU との将来関係に関する提案の詳細を示した白書において、CPTPP 加盟も目標として初めて公式に表明された²⁹。2019 年 6 月には、離脱協定案の取りまとめに失敗したメイ首相が辞任を余儀なくさ

²⁶ Boris Johnson, “Beyond Brexit: a Global Britain,” 2 December, 2016. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/speeches/beyond-brex-it-a-global-britain>> などを参照。

²⁷ Theresa May, “The government’s negotiating objectives for exiting the EU: PM speech,” 17 January 2017. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/speeches/the-governments-negotiating-objectives-for-exiting-the-eu-pm-speech>>

²⁸ *ibid.*

²⁹ “The Future Relationship between the United Kingdom and the European Union,” Cm9593, July 2018, p.48. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/714441/cm9593.pdf>

れたものの、後継のボリス・ジョンソン（Boris Johnson）首相の下で 2020 年 2 月に Brexit は実現し、同年 6 月には CPTPP 加盟を目指す方針が改めて公式に表明された³⁰。

その後、CPTPP 加盟国との非公式の事前協議を経て³¹、2021 年 2 月 1 日、英国は CPTPP への正式な加盟申請を行った³²。英国の加盟申請を受け、2021 年 6 月には作業部会設置が決定され、英国と CPTPP 加盟国との間で加盟条件をめぐる実質的な交渉が開始された³³。電子商取引や知的財産権といったルール分野の協議は 2022 年 2 月に終了しており、本稿執筆時点では関税障壁などをめぐる交渉が行われているものと見られ、早ければ 2023 年にも英国の加盟が実現する見通しと報じられている³⁴。

（ii）目的

英国政府は、CPTPP 加盟の目的として、今後急成長が予測される国が多く参加する CPTPP への加盟による経済成長、雇用創出のほか、CPTPP の先進的な電子商取引やサービス貿易に関する規定を活用した更なるサービス輸出拡大などを掲げており、CPTPP 加盟により 2030 年までに加盟国に対する物品の輸出は 65%増加（約 370 億ポンド増加）すると見込んでいる³⁵。しかし、従来の英国の輸出は 50%前後が EU 向けであった一方、CPTPP 加盟国向けは約 8%にすぎず、加盟国のうち 9 か国とは既に FTA を締結済みか交渉中である³⁶ことから、Brexit により減少すると見られる EU との貿易を CPTPP 加盟国との貿易で補うのは難しいとの声も上がっている³⁷。

（2）中国

（i）経緯

中国では、優先的に人的資源を集中せざるを得なかった WTO 加盟が 2001 年に実現して FTA 交渉に臨む余地が生まれたことや、WTO ドーハ・ラウンド交渉が停滞したことなどを背景とし

[//assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/786626/The_Future_Relationship_between_the_United_Kingdom_and_the_European_Union_120319.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/786626/The_Future_Relationship_between_the_United_Kingdom_and_the_European_Union_120319.pdf); 「英、EU 離脱基本方針決定 TPP にも参加意向」『東京新聞』2018.7.8 などを参照。なお、2018 年 1 月の時点で、英国政府内では非公式に CPTPP 参加が検討されていたとの報道もある（“UK looks to join Pacific trade group after Brexit,” *FT.com*, January 2, 2018）。

³⁰ Department for International Trade, *An update on the UK’s position on accession to the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)*, 17 June 2020. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/892675/UK_position_on_joining_CPTPP.pdf>

³¹ Department for International Trade and Elizabeth Truss, “UK takes major step towards membership of Trans-Pacific free trade area,” 9 September 2020. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/uk-takes-major-step-towards-membership-of-trans-pacific-free-trade-area>>

³² Department for International Trade, *op.cit.*(3)

³³ 「英国の正式な加入要請に関する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定（仮訳）」2021.6.2. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2021/pdf/20210602_cptpp_iinkaikettei_jp.pdf>

³⁴ 内閣官房「英国の TPP11 加入作業部会について」2022.2.18. <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2022/pdf/20220218_tpp_awg.pdf>; 「英 TPP 加盟へ前進 EC・知財ルール適合 承認 来年にも発効」『日本経済新聞』2022.2.18.

³⁵ Department for International Trade, *UK Accession to CPTPP: The UK’s Strategic Approach*, April 2021, pp.4, 10, 29. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1027860/dit-cptpp-uk-accession-strategic-approach.pdf> などを参照。

³⁶ 日本、カナダ、チリ、メキシコ、ペルー、シンガポール、ベトナムとは既に締結済みであり、オーストラリア、ニュージーランドとは現在交渉中である。

³⁷ “Britain’s cold comfort of an Asia-Pacific trade deal: The UK should keep trade policy oriented towards the EU after Brexit,” *Financial Times*, 10 October 2018; David Warren, “Despite Abe’s Invitation, the CPTPP Does Not Make Sense for Britain,” 12 October 2018. Chatham House website <<https://www.chathamhouse.org/2018/10/despite-abes-invitation-cptpp-does-not-make-sense-britain>> などを参照。

て、2000年代以降、FTA交渉が本格化した³⁸。中国はTPP加盟についても関心を持っていたとされるが、知的財産権や国有企業、労働問題などの観点から即時の加盟は困難な上、TPPが米国主導による中国包囲網としての性格も有していたことから、TPP加盟に向けた具体的な行動が執られることはなかった³⁹。

CPTPPに対しては、2020年5月28日の全国人民代表大会閉幕後の記者会見において、李克強首相が加盟について前向きで開放的な態度を取ると述べている⁴⁰。その後、2020年11月20日には、APEC首脳会議において、習近平国家主席がCPTPP加盟を積極的に考えると表明した。習主席がCPTPP加盟について公的に言及したのはこれが初めてとされる⁴¹。また、2020年12月に開催された中央経済工作会議⁴²では、2021年の重要課題としてCPTPP加盟検討が挙げられている⁴³。

こうした中、2021年9月16日、中国はCPTPPへの正式な加盟申請を行った⁴⁴。上述のとおり中国はこれまでもCPTPP加盟への関心を表明していたが、CPTPPで規定された内容には中国の現体制と矛盾を来すものも多く（後述）、加盟実現の可能性は低いと見られていたことから、中国のCPTPP加盟申請に対する驚きが広がった⁴⁵。なお、中国はCPTPP加盟申請は行ったものの、本稿執筆時点では作業部会は設置されておらず、実質的な加盟交渉は進展していないと見られる。

(ii) 目的

中国がCPTPP加盟を目指す背景には、CPTPP加盟により、アジア太平洋地域における国際経済秩序の形成に対する影響力を強化していく狙いがあるのではないかと指摘されている。具体的には、既に中国が加盟しているRCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership. 地域的な包括的経済連携協定）とCPTPPを基にFTAAP（Free Trade Area of the Asia-Pacific. アジア太平洋自由貿易圏）⁴⁶構築をリードし、アジア太平洋地域における貿易ルール形成に関する主

³⁸ 植田大祐「諸外国のFTA政策—韓国、米国、中国の事例—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』618号、2008.6.12、pp.8-10。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000573_po_0618.pdf?contentNo=1>などを参照。

³⁹ 渡邊真理子ほか「中国のCPTPP参加意思表明の背景に関する考察（改訂版）」『RIETI Policy Discussion Paper Series』No.21-P-016、2021.9、p.2。<<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/21p016.pdf>>; 「TPP参加 6月判断 基本方針を閣議決定」『産経新聞』（大阪本社版）2010.11.9、夕刊；中島朋義「中国のFTA政策とTPPの影響」『日中経協ジャーナル』278号、2017.3、pp.18-21；張建「中国がTPP交渉に参加する可能性について考える」『AIBSジャーナル』7号、2013、p.79。

⁴⁰ 「李克強総理出席記者会見並回答中外記者質問」『国务院公报』2020年第16号、2020.6.10。<http://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content_5517496.htm>

⁴¹ 「习近平出席亚太经合组织第二十七次领导人非正式会议并发表重要讲话」2022.11.21。外交部ウェブサイト <http://www.fmprc.gov.cn/web/tpxw/202011/t20201121_268878.shtml>; 「習氏、TPP参加に意欲 APEC首脳会議「積極的に考える」」『日本経済新聞』2020.11.21。

⁴² 例年12月に開催され、共産党、国務院、人民解放軍、国有企業など幅広い分野の責任者が一堂に会し、翌年のマクロ経済運営の方針等について議論する。

⁴³ 「中央经济工作会议在北京举行 习近平李克强作重要讲话」2020.12.18。共产党员网 <<https://www.12371.cn/2020/12/18/ARTI1608287844045164.shtml>>; 田中修「2020年中央経済工作会議のポイント」2020.12.24。アジア経済研究所ウェブサイト <https://www.ide.go.jp/Japanese/Researchers/tanaka_osamu/China_report/2020/20201224_02.html>

⁴⁴ 「中方正式提出申请加入《全面与进步跨太平洋伙伴关系协定》(CPTPP)」前掲注(4)

⁴⁵ 渡邊ほか 前掲注(39)、p.1; 「中国のTPP加盟、データのルールなど実現に3つの壁」『日本経済新聞』（電子版）2021.9.17。なお、中国のCPTPP加盟申請に対する驚きなどを指摘する報道は多いが、李首相や習国家主席らが加盟申請に言及していたことから、中国のCPTPP加盟申請は既定路線であったとの指摘もある（川島真「日本は中台のCPTPP加盟申請を奇貨とできるか」『NPI Quarterly』12巻4号、2021.10、p.4などを参照）。

⁴⁶ 2006年のAPEC首脳会議において提案された、APEC加盟国・地域全体をカバーする自由貿易圏構想。FTAAPは

導権を握ることを目指しているとされる⁴⁷。また、米国不在の CPTPP に中国が加盟し、国際経済秩序の形成に積極的に関与することで、安全保障、経済面で対中圧力を強める米国に対抗していく狙いがあるとも指摘されている⁴⁸。

先進的な FTA である CPTPP へ加盟することで、中国の構造改革を促進させるとの見方もある。これまで急速な経済成長を遂げてきた中国は、今後、安定成長期への移行が見込まれるが、成長率低下に伴う経済不安定化リスクの抑制や、後回しにされてきた所得格差等への対応のため、CPTPP を外圧として利用しながら、国有企業や労働問題などに関する改革を進めるのではないかと指摘されている⁴⁹。

また、従来から TPP、CPTPP 加盟に意欲を見せていた台湾よりも先に CPTPP に加盟するとの目的もあったとされる。「一つの中国」⁵⁰原則を掲げる中国にとって、台湾の CPTPP 加盟は容認できるものではない⁵¹。CPTPP への加盟プロセスには加盟国のコンセンサス⁵²が必要な手続が存在するため、仮に中国が台湾より先に CPTPP に加盟すれば、台湾の CPTPP 加盟を阻止することが可能である⁵³。なお、中国の加盟申請直後の 2021 年 9 月 22 日、台湾も CPTPP への正式な加盟申請を行っており、中国は強く反発している⁵⁴。

(iii) 課題

(a) 規定内容に関する課題

CPTPP への加盟を求める国・地域が加盟を実現させるには、財・サービス貿易、投資、政府調達等の分野における高水準の市場アクセスを加盟国に提供するだけでなく、先進的とされる CPTPP の様々な規定の遵守を担保するため、自国法令を CPTPP の規定に整合させることなどが条件となる⁵⁵。しかし、社会主義市場経済体制の中国にとっては、特に国有企業、労働、電子商取引といった分野において、こうした条件を満たすのは容易ではないと指摘されている⁵⁶。

RCEP や TPP (CPTPP) をベースとして構築されることが予定されている。

⁴⁷ 渡邊ほか 前掲注(39), pp.1-7; 川瀬剛志「中国の CPTPP 加入にどう向き合うか」2021.9.22. 経済産業研究所ウェブサイト <https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0662.html>; 柯隆「中国はなぜ CPTPP 加入を申請したのか」2021.11.25. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3843>> などを参照。

⁴⁸ 「中国「包囲網」に揺さぶり TPP 申請 対米英、市場武器に」『読売新聞』2021.9.18; 「中国の TPP 申請は本気か」『日本経済新聞』2021.9.18; 「中国、包囲網切り崩し」『産経新聞』2021.9.18; 「ニッキの大疑問 TPP、中台加盟どうなる?」『日本経済新聞』2021.11.1, 夕刊などを参照。

⁴⁹ 瀬口清之「中国の TPP 加入申請：生かすも殺すも日本次第」2021.10.20. キヤノングローバル戦略研究所ウェブサイト <https://cigs.canon/article/20211020_6324.html>; 「財新 中国が TPP 加入で得られる「果実」」『週刊東洋経済』7013 号, 2021.10.16, p.36; 川島 前掲注(45), pp.4-5; 伊藤信悟「中国、TPP 参加の是非(下) 加盟交渉、問題点は正の好機」『日本経済新聞』2021.11.5.

⁵⁰ 中国と台湾は不可分の領土であり、一つの国家であるとする中国の政治的見解。

⁵¹ 加藤嘉一「中台の TPP 申請で試される日本外交のエンゲージ力」『金融財政事情』3424 号, 2021.11.16, pp.30-33 などを参照。

⁵² 全会一致での賛成。

⁵³ 柯 前掲注(47); 川島 前掲注(45), p.5; 「中台が TPP 加入申請」『産経新聞』2021.10.4 などを参照。

⁵⁴ 「中台申請 加盟国に温度差 TPP 中国「断固反対する」」『読売新聞』2021.9.24 などを参照。中国は台湾の CPTPP 加盟を阻止する想定であったが、結果的に中国の CPTPP 加盟申請が、台湾の加盟申請を早めることになったとも指摘されている(川島 同上, p.5)。

⁵⁵ 「委員会決定 2 の附属書 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)加入手続」前掲注(20)

⁵⁶ このほかにも、知的財産権、政府調達、技術移転などについても課題があることが指摘されている(高橋俊樹「米国は TPP 復帰や日米貿易協定でどれだけメリットを得るのか」『国際貿易と投資』32 巻 4 号, 2021.3, pp.79-80; 川瀬剛志「「ルール」から見た中台の TPP 加入へのハードル」2021.9.30. 東洋経済 ONLINE ウェブサイト <<https://to>

(ア) 国有企業

TPP では、政府からの補助金、低利融資等による支援を得た国有企業が、市場における公平な競争を阻害することなどを防ぐため、国有企業及び指定独占企業章（第 17 章）（以下「国有企業章」）が設けられており、CPTPP にも組み込まれている⁵⁷。当該章では、国有企業の行動が政府の意向に沿ったものではなく、あくまで商業ベースで行われることの保証（第 17.4 条）、補助金等の支援を受けた国有企業による市場シェア拡大等の禁止（第 17.6 条）、国有企業のリストの公表・通報（第 17.10 条）などの内容が規定されている⁵⁸。この国有企業章は、TPP 交渉の過程において、自国企業と中国の国有企業との間で対等な競争条件が確保されていないことを強く懸念した米国が、中国との将来の通商交渉においてひな形として用いることなどを想定して策定を主導し、TPP に盛り込んだものである⁵⁹。

これまでに中国が締結した FTA には、こうした CPTPP の国有企業章と同水準の関連規定を有するものは存在せず⁶⁰、中国国内で進められている国有企業改革の内容も十分とは言えないことから、中国が CPTPP の国有企業章を受け入れる準備はまだ整っていないと指摘されている。また、中国では、自国の経済的な安全保障の確保等を目的として、国有企業の更なる活用を目指す動きが見られることが指摘されており、こうした動きは CPTPP の国有企業章の趣旨と矛盾するおそれもある⁶¹。

(イ) 労働

1980 年代以降、グローバル化の進展を背景として、先進国企業の生産拠点を途上国へ移転させる動きが加速し、先進国で産業空洞化や途上国からの安価な製品の流入といった様々な問題が生じた。先進国は、こうした問題は途上国の労働基準が緩いために途上国における労働コストが安価になっていることに起因しているとして、FTA において労働基準に関する規定や章を盛り込むようになっており、近年ではこうした FTA が増加している⁶²。

CPTPP も労働章（第 19 章）を設けており、CPTPP 加盟国に対し、ILO（International Labour Organization. 国際労働機関）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ」⁶³において中核的労働基準として規定されている①結社の自由及び団体交渉権の承認、②強制労働の禁止、③児童労働の禁止、④雇用・職業差別の撤廃を、自国の法令等

yokeizai.net/articles/-/459107> などを参照)。

⁵⁷ CPTPP では、国有企業に関する規定などの実質的な内容については TPP の内容をほぼそのまま組み込んでいる（本稿 pp.2,4 参照）。そのため、国有企業や、後段で紹介する労働、電子商取引に関する章番号や条文番号は、厳密には TPP のものであるが、本稿では便宜、TPP の章番号や条文番号であることを明示せずに記載する。

⁵⁸ 日本関税協会『TPP コメント』日本関税協会, 2019, p.494 などを参照。

⁵⁹ 川島富士雄「ルールで読み解く TPP の争点:実像と今後(3) 中国の TPP 協定加入は可能か?—ルールの観点から—」『国際商事法務』646 号, 2016.4, pp.566-567; 川瀬剛志「TPP 協定における国有企業規律」馬田啓一ほか編著『TPP の期待と課題—アジア太平洋の新通商秩序—』文眞堂, 2016, pp.148-161 などを参照。なお、国有企業に関する国際的なルールとしては、これまでも WTO 補助金協定（補助金及び相殺措置に関する協定）や FTA などに関連規定が断片的に設けられる事例はあったが、国有企業に対する包括的かつ詳細な規定を FTA の独立した章として設けたのは TPP が初である。

⁶⁰ 渡邊ほか 前掲注(39), p.28 などを参照。

⁶¹ 同上, pp.24-28; 川瀬 前掲注(56)などを参照。

⁶² 伊藤一頼「ルールで読み解く TPP の争点—実像と今後(12) TPP と「労働者の権利」—通商協定の下で国際化される労働問題—」『国際商事法務』655 号, 2017.1, pp.66-67.

⁶³ 「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ」1998.6.18. 国際労働機関ウェブサイト <https://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/WCMS_246572/lang-ja/index.htm>

に採用・維持することなどを義務付けている（第 19.3 条）。しかし、中国は、これらの中核的労働基準のうち、①と②に関する ILO の条約を批准していない⁶⁴。実際、中国では、全ての労働組合に対して共産党の指導下にある中華全国総工会への加盟が義務付けられているため、結社の自由は保障されておらず、また新疆ウイグル自治区で強制労働が行われているとの指摘も相次いでいる。中国がこれまでに締結した FTA に CPTPP の労働章と同水準の規定を設けているものもなく、中国が CPTPP の労働章を受け入れることは困難との見方が多い⁶⁵。

（ウ）電子商取引

近年、通商交渉において、物品・サービス等の電子的取引やデータの越境移転といった「電子商取引」が注目されており、こうした電子商取引に関する規定を含む FTA は増加傾向にある⁶⁶。CPTPP も電子商取引章（第 14 章）を設けており、その中核的な内容として、①電子的手段による情報の越境移転の自由化（第 14.11 条）、②サーバー等の自国内設置・利用義務化（データローカリゼーション）⁶⁷の禁止（第 14.13 条）、③ソースコード⁶⁸の開示要求の禁止（第 14.17 条）が規定されている。これらは当時最も先進的なルールとして TPP で初めて FTA に盛り込まれたものであることから、一般に「TPP3 原則」と呼ばれる⁶⁹。

中国の CPTPP 加盟に当たっては、これら TPP3 原則を含む電子商取引章とも、自国法令を整合させる必要がある。しかし、TPP3 原則のうち③はこれまでに中国が締結した FTA に類似の規定は盛り込まれておらず、①、②は RCEP に同様の規定が見られるものの（それぞれ第 12.15 条、第 12.14 条）、義務遵守を免除する例外規定が盛り込まれるなどしたため、事実上実効性はないと指摘されている⁷⁰。また、中国は、そもそもサイバーセキュリティ法やデータセキュリティ法などによりデータの自由な越境移転等に対する統制を強めているとも指摘されている⁷¹。

⁶⁴ ①については「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」（昭和 40 年条約第 7 号）、「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」（昭和 29 年条約第 20 号）、②については「強制労働に関する条約」（昭和 7 年条約第 10 号）、「強制労働の廃止に関する条約」（令和 4 年条約第 9 号）が該当する。

⁶⁵ 渡邊ほか 前掲注(39), pp.28-29; 「米なき「包囲網」中国逆手 TPP 加入申請 強まる国内統制 交渉難航必至」『東京新聞』2021.9.18; 「焦点 中国、TPP に揺さぶり 加入正式申請 国有企業保護、データ法… 交渉難航必至」『毎日新聞』2021.9.18.

⁶⁶ José-Antonio Monteiro and Robert Teh, “Provisions on Electronic Commerce in Regional Trade Agreements,” *WTO Working Paper*, ERS-2017-11, July 2017, pp.5-8. <https://www.wto.org/english/res_e/reser_e/ersd201711_e.pdf> なお、通商交渉の文脈では「電子商取引」と「デジタル貿易」はほぼ同義であり、日米デジタル貿易協定（「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」令和元年条約第 11 号）のように「デジタル貿易」の用語が使用された協定もある。

⁶⁷ こうした措置は、自国内の経済活動に関するデータや個人情報等を自国内にとどめることを目的としている。

⁶⁸ プログラムにより実現したい機能等を、プログラミング言語を用いて記述したテキスト。

⁶⁹ 日本関税協会 前掲注(58), pp.494-516 などを参照。

⁷⁰ RCEP には、公共政策や安全保障上の目的の達成に必要な場合には①、②の義務遵守が免除されるとの例外規定（第 12.14 条第 3 項、第 12.15 条第 3 項）が盛り込まれているが、どういった場合に義務遵守が免除されるかの判断は当該国に委ねられている上、①、②には RCEP の紛争解決手続が適用されない旨が規定（第 12.17 条第 3 項）されたため、当該国の判断の妥当性をめぐって RCEP の紛争解決制度の下で協議等を行うことはできない。また、③については、RCEP では今後対話の対象とする旨のみ規定（第 12.16 条第 1 項）されている（渡邊ほか 前掲注(39), pp.29-30; 「TPP データ巡り厳しいルール」『日本経済新聞』2021.9.18; 『日本経済新聞』前掲注(45); 「地域的な包括的経済連携協定」2022.7.1. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-acepia/cad_000001_00030.html>）。

⁷¹ 経済産業省「データの越境移転に関する研究会 報告書」2022.2.28, pp.22-27. <https://www.meti.go.jp/shingikai/mo-no_info_service/data_ekkyo_iten/pdf/20220228_2.pdf>; 「電子商取引の「TPP3 原則」と中国・韓国の法制度の比較」『ビジネス短信』2019.5.20. <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/13a43c86eed15d2c.html>>

そのため、中国が RCEP よりも先進的とされる CPTPP の電子商取引章の規定の遵守を担保するのは現実的ではないと指摘されている⁷²。

(b) 新規加盟手続に関する課題

中国は、CPTPP 加盟に係るプロセスに関しても、課題を抱えている。まず、中国が実際に CPTPP 加盟手続を進めていくに当たっては、加盟国のコンセンサスによる作業部会の設置などが必要となる。しかし、CPTPP 加盟国の中には、新型コロナウイルスの発生源に関する調査をめぐって中国との間に摩擦を抱えるオーストラリアのように、中国の CPTPP 加盟に対して難色を示す国も存在する⁷³。そのため、中国はこうしたコンセンサスを容易には得られない可能性がある。

また、TPP を離脱した米国は CPTPP への加盟プロセスに直接関与することはできず、中国の CPTPP 加盟申請について静観する構えを見せている⁷⁴。しかし、米国、メキシコ、カナダ間の FTA である USMCA (United States-Mexico-Canada Agreement. 米国・メキシコ・カナダ協定) には、USMCA 加盟国が中国のような非市場経済国と FTA を締結した場合、他の USMCA 加盟国は USMCA を破棄できるとの条項 (Article 32.10) が設けられている⁷⁵。そのため、米国は USMCA 破棄を示唆することで、CPTPP 加盟国であるカナダ、メキシコに中国の CPTPP 加盟に反対するよう迫ることが可能であり、米国は中国の CPTPP 加盟に対し、事実上の拒否権を有していると指摘されている⁷⁶。

(3) 台湾

(i) 経緯

2000 年代以降、WTO 交渉の停滞等を受け、多くの国・地域が FTA を通じた地域経済統合に舵を切った。しかし、「一つの中国」を掲げる中国による政治的圧力や、農業界からの FTA に対する反発などを背景として、台湾の FTA 政策は停滞してきた。台湾は、交渉時に台湾との国交を有していた中南米、アフリカ諸国などとの FTA⁷⁷のほか、民間組織間の協定の体裁を取った事実上の FTA である中国との ECFA (Economic Cooperation Framework Agreement. 兩岸経済協力枠組協議) やニュージーランド、シンガポールとの間の 2 国間協定は締結しているものの⁷⁸、

⁷² 渡邊ほか 前掲注(39), pp.29-30; 「TPP データ巡り厳しいルール」前掲注(70)などを参照。なお、中国政府が実施するインターネット上の検閲などについても、TPP3 原則の①、②に抵触するおそれがある旨が指摘されている (川島 前掲注(59), pp.567-568)。

⁷³ 「豪、中国加入に難色 TPP 申請」『産経新聞』2021.9.18 などを参照。

⁷⁴ 『東京新聞』前掲注(65)

⁷⁵ “Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 7/1/20 Text.” Office of the United States Trade Representative website <<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>>

⁷⁶ 椎野幸平「中国の CPTPP 加盟申請・交渉の着目点は」『世界経済評論 IMPACT』No.2301, 2021.9.27. <<http://www.world-economic-review.jp/impact/article2301.html>>

⁷⁷ 具体的には、パナマ、グアテマラ、ニカラグア、パラグアイ、エスワティニ、マーシャル諸島、バリーズとの間の 2 国間 FTA と、エルサルバドル、ホンジュラスとの 3 国間 FTA を締結している。これらの国のうち、パナマ、ニカラグア、エルサルバドルは FTA 締結後に台湾と断交しているが、正式な FTA 破棄通告が行われていないといった理由により、いずれも FTA の効力は維持されている。

⁷⁸ ECFA は 2010 年 9 月に発効し、一部の物品の関税引下げやサービス分野の市場開放が先行して実施されたものの、2014 年 3 月にはサービス分野の市場開放を拡充する協定に反対する学生が台湾の立法院に進入する事件 (いわゆる「ひまわり学生運動」) が発生して当該協定の批准が見送られたほか、更なる物品貿易の自由化をめぐる交渉も

現在でも米国や日本などの他の主要貿易相手国との FTA 締結は実現していない。輸出依存度の高い台湾にとって、地域経済統合から取り残されることは輸出競争力の低下を意味するだけでなく、政治的な孤立も助長しかねない。

台湾は、こうした FTA 政策の遅れを挽回し、中国への過度な経済的依存を解消するため、TPP 交渉が開始された 2010 年以降、TPP、CPTPP への加盟を目指してきた⁷⁹。2020 年 12 月には CPTPP 加盟国と非公式協議を進めるなど加盟申請に向けた準備を行っている旨が報じられていたが⁸⁰、2021 年 9 月 16 日の中国による加盟申請を受け、同年 9 月 22 日に台湾も加盟申請に踏み切った⁸¹。中国が台湾より先に CPTPP に加盟した場合、中国が台湾の CPTPP 加盟を阻むおそれがあることから、急遽加盟申請を行ったとされる⁸²。なお、中国同様、台湾についても本稿執筆時点では作業部会は設置されておらず、実質的な加盟交渉は進展していない。

(ii) 課題

台湾の経済体制は従来から開放的であり、CPTPP の規定遵守に係る課題は比較的少ないと指摘されている。台湾が過去に締結した FTA に CPTPP と同水準の規定が含まれていない電子商取引分野や農産物の市場アクセスなどについて、CPTPP と自国法令との整合や更なる開放を求められる可能性はあるが、蔡英文総統は CPTPP の全ての義務を受け入れる用意があると自信を見せており、これらの問題も大きな障害にはならないと見られる⁸³。

また、日本との間で長年の懸案であった、2011 年の東京電力福島第 1 原子力発電所事故後から継続していた福島県などの 5 県産の食品輸入停止措置についても、2022 年 2 月 21 日に緩和された⁸⁴。中国が輸入停止措置を継続する一方で台湾が輸入停止措置を緩和することによって、台湾の CPTPP 加盟に対する日本の支持を固める狙いがあったと指摘されている⁸⁵。

CPTPP 加盟手続に関する課題としては、上述のとおり、仮に中国が先に CPTPP 加盟を実現させた場合には、台湾の CPTPP 加盟は極めて困難となることが指摘されている。また、中国が

難航しており、ECFA の対象拡大の見通しは立っていない（連宜萍「台湾の FTA 参加問題と新南向政策」『改革者』697 号, 2018.8, pp.38-41）。また、ニュージーランドとシンガポールとの協定については、ECFA 同様、民間組織同士の協定としての体裁を取っただけでなく、両国は台湾よりも先に中国との間で FTA を締結していたことなどもあり、中国は台湾と両国との事実上の FTA 締結を容認したとされる（平川幸子「台湾の TPP/RCEP 政策と実現可能性」『問題と研究』45 巻 1 号, 2016.1, pp.77-108）。

⁷⁹ 平川 同上; 平川幸子「第 9 章 台湾の通商戦略—TPP への期待—」日本国際問題研究所『ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開』2017, pp.149-162. <https://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H28_Post-TPP/H28_Post-TPP_Trade_Architecture_fulltext.pdf>; 「自由貿易協定 台湾総統が意欲」『日本経済新聞』2010.11.11; 「輸出鈍化で方針一転 台湾、TPP 参加検討」『日本経済新聞』2014.1.8 など参照。

⁸⁰ 「台湾、TPP 参加申請に向け加盟各国と協議中＝外交部」『Reuters』2020.12.14. <<https://www.reuters.com/article/taiwan-trade-idJPKBN28004W>>

⁸¹ 「我國已於 9 月 22 日下午正式提交加入 CPTPP 申請書」前掲注(5)

⁸² 「台湾、TPP 加盟申請を公表 中国反発でも加入に強い意欲」『日本経済新聞』（電子版）2021.9.23; 「台湾、TPP 参加申請 中国の申請に対抗か」『読売新聞』2021.9.23 など参照。

⁸³ 川瀬 前掲注(56); 川瀬剛志「中国、TPP 参加の是非(上) 高水準のルール堅持 基軸に」『日本経済新聞』2021.11.4; 山下一仁「台湾の TPP 加入を淡々と進めよう」2021.9.27. 論座ウェブサイト <<https://webronza.asahi.com/business/articles/2021092400004.html>>

⁸⁴ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の商品について、従来は酒類を除き輸入が停止されていたが、きのこ類や野生鳥獣肉などを除き、放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付を条件に輸出が可能となった（「台湾による日本産食品の輸入規制が緩和されました（東日本大震災関連）」2022.2.21. 農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/220221.html>）。

⁸⁵ 「台湾 TPP へ中国に先行 福島産の禁輸解除 政権「大きな力添えに」」『読売新聞』2022.2.9; 「食品輸入緩和 日台の思惑 TPP 加盟狙い 中国に先んじる」『朝日新聞』2022.2.9.

経済上の関係が深い東南アジアや南米の CPTPP 加盟国に対し、台湾の CPTPP 加盟に反対するよう圧力をかける可能性も報じられている⁸⁶。

Ⅲ 中国、台湾による CPTPP 新規加盟申請への対応

中国は、上述のとおり CPTPP 加盟に当たって多くの課題を抱えていることから、加盟交渉の過程で義務遵守の免除などを求めてくる可能性を否定できない⁸⁷。しかし、日本を含む CPTPP 加盟国は、CPTPP の水準を堅持するため、中国のこうした要求に対して安易に妥協してはならない⁸⁸。加盟手続で中国よりも先行している英国に高水準の加盟条件を受け入れさせ、中国との交渉の先例とすべきとの指摘もある⁸⁹。

中国に続き台湾も CPTPP への加盟申請に踏み切ったため、CPTPP 加盟交渉の場に「一つの中国」をめぐる中国と台湾の対立が持ち込まれ、中国と台湾の加盟順序が政治的問題となるおそれもある。そのため、中国と台湾の WTO 同時加盟の事例などに倣い、CPTPP についても中国と台湾の同時加盟を双方の加盟手続開始の条件とすべきと指摘されている⁹⁰。

また、仮に中国の CPTPP 加盟が実現した場合、中国が CPTPP のルールを実際に遵守しているかどうかを監視していかなければならない。しかし、米国の関与が期待できた TPP の監視・執行体制と比較して、米国不在の CPTPP の監視・執行体制は万全とは言い難く、これらを強化すべきと指摘されている⁹¹。

こうした課題を想定して、米国の CPTPP 復帰を望む声もある⁹²。しかし、現在の米国にとって関税障壁の撤廃等が必要な CPTPP への復帰は容易ではなく、米国は関税障壁の撤廃等を伴わない IPEF (Indo-Pacific Economic Framework, インド太平洋経済枠組み) を新たに創設して中

⁸⁶ 劉彦甫「台湾が TPP 加盟を申請 中国先出しで深まる苦悩」『週刊東洋経済』7012号, 2021.10.9, pp.17-18などを参照。

⁸⁷ TPP の交渉過程では、中国と同じ社会主義国であるベトナムに対し、様々な規定の遵守の免除といった妥協が行われたため、中国も新規加盟交渉の過程で同様の免除の獲得などを狙っていると指摘されている(椎野 前掲注(76)などを参照)。しかし、TPP の交渉過程におけるベトナムなどに対する妥協は、TPP 交渉妥結のために交渉参加国のコンセンサスが必要だったから行われたのであって、新規加盟交渉の場合は新規加盟を希望する国・地域が免除獲得のための交渉力を発揮するのは困難との見方もある(川瀬 前掲注(56))。

⁸⁸ 山下一仁「中国の TPP 加入申請、安易な妥協をしてはならない」2021.9.21. 論座ウェブサイト <<https://webronza.sahi.com/business/articles/2021091800005.html>>; 細川昌彦「TPP 問題は新政権の対中試金石」『産経新聞』2021.10.1; 石川幸一「中国と台湾が CPTPP 加入を申請—中国は高いハードルを越えられるのか—」『改革者』737号, 2021.12, pp.38-41などを参照。

⁸⁹ 西村博之「中国、TPP 加盟に現実味? アジア経済覇権の行方」『日本経済新聞』(電子版)2021.10.31.

⁹⁰ 川瀬剛志「中国・台湾の CPTPP 加入申請と日本の対応—高水準なルールを維持し FTAAP 形成に向かう戦略—」『外交』70号, 2021.11-12, pp.66-71などを参照。なお、中国と台湾は WTO に「同時」に加盟したと言及されるのが一般的だが、中国の体面を保つため、実際の加盟承認は中国の方が台湾より1日早く(中国の承認は2001年11月10日、台湾の承認は11月11日)、加盟自体も中国の方が台湾より約1か月早い(中国の加盟は2001年12月11日、台湾の加盟は2002年1月1日)。

⁹¹ 同上

⁹² 「試される対中包囲網 TPP、覇権争いの場に 日本は台湾を「歓迎」 米国の復帰こそ先決」『日本経済新聞』2021.9.24; 飯野文「私見卓見 中国と台湾、TPP 加盟の条件」『日本経済新聞』2021.11.11などを参照。

国と対峙していく方針である⁹³。そのため、米国の CPTPP 復帰は当面望めない可能性が高い⁹⁴。米国不在の CPTPP で中国に向き合っていくには、ルール重視の価値観を日本と共有する英国の加盟を迅速に実現させ、同じく同様の価値観を共有するカナダ、オーストラリア等との連携を強化していくことも必要となろう⁹⁵。

おわりに

米中の覇権争いや新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする各国・地域のサプライチェーン見直しの動きなどに伴い、近年のアジア太平洋地域の貿易、経済秩序をめぐる状況は大きく変化しつつある。英国に続いて中国、台湾が CPTPP に新規加盟申請を行ったことで、CPTPP を取り巻く環境も複雑化している。こうした中、米国不在の CPTPP 加盟国の中で最大の経済規模を誇る日本が、各国・地域との新規加盟交渉という難題に対してリーダーシップを発揮できるかどうか、今後の動向が注目される。

⁹³ 本稿執筆時点では IPEF の詳細は明らかになっていないが、貿易（関税障壁の撤廃・削減は除外）、サプライチェーン、クリーンエネルギー・脱炭素化・インフラ、税・腐敗防止の 4 分野において、参加国（米国、オーストラリア、ブルネイ、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、フィジー）の間で協力を図っていく構想とされる（「仮訳 繁栄のためのインド太平洋経済枠組みに関する声明」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347420.pdf>>; 「フィジー、IPEF に参加」『日本経済新聞』2022.5.28）。

⁹⁴ そもそも、米国が署名した TPP と現在発効している CPTPP は法的に異なる協定であることから、米国が CPTPP に「復帰」するためには、英国、中国、台湾などと同様に、新規加盟の手続を経なければならず、CPTPP 加盟国は米国との間で市場アクセス等に関する交渉を再度行わなければならない可能性がある（川瀬剛志「米国の「TPP 復帰」は可能なのか」2021.10.12. Wedge ONLINE ウェブサイト <<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/24518>>）。

⁹⁵ 川瀬 前掲注(83)